# 標茶町 G G G チャレンジショップ 支援事業補助金

# 対 象 者

- ◇申請日において、本町に1年以上居住している 満20歳以上の個人、または本町に1年以上本 店所在地、支店等の事務所・事業所を有する法 人であること。
- ◇個人又は法人が新たに店舗、事務所及び事業所を開設し、商業もしくはサービス業に該当する事業を開始すること。または既存事業を規模拡大すること。
- ◇町税等及び標茶町国民健康保険税の滞納が無い者であること。
- ◇本町で事業を営む者であること。
  - ※遊興飲食業や貸金業等の業種や形態、法人事業所における代表者の変更、親に代わり子または親族が経営者となる場合等、対象外となるものがあります。
  - ※補助金申請後、町の認定を受けてから事業を実施することが条件となります。

## 補助対象経費

- 1. 店舗等工事費(新増築含む)
- 2. 設備費
- 3. 開業に伴う広告宣伝費
- 4. 備品購入費
- 5. 空き店舗、駐車場等の賃借料(最高6か月分)
  - ※対象となる経費合計額のうち(賃借料を除く) 50%以上は町内の事業所から調達または購入すること
  - ※国、道、その他の機関等からの補助金等により取得、整備したものについて は、当該経費から補助金等の金額を控除したものを補助対象経費とする

### 補 助 額

- ◇補助対象経費が687万5千円未満は55万円を限度とします(対象経費の50%まで)
- ◇補助対象経費が687万5千円以上は1,000万円を限度とします

(対象経費の8%まで)

#### 実 施 期 間

令和3年4月1日(木)から令和5年3月31日(金)まで

#### お問い合わせ先

標茶町役場観光商工課商工労働係 2015-485-2111 (内線251、253)